

# **障害者活躍推進計画**

**(令和 7 年度～令和 11 年度)**

**令和 7 年 4 月**

**(令和 7 年 7 月改訂)**

**長崎市議会**

# 目 次

---

I 策定にあたって .....	1
1 策定・改訂の趣旨 .....	1
2 策定主体 .....	1
3 計画期間 .....	1
4 周知・公表 .....	1
II 障害者の活躍推進に向けた取組 .....	2
1 推進体制の整備 .....	2
2 職務の選定・創出、マッチング等 .....	4
3 職場環境の整備 .....	4
4 人事管理 .....	5
5 優先調達等 .....	6
III 目標 .....	7
採用に関する目標 .....	7
定着に関する目標 .....	7

# I 策定にあたって

---

## 1 策定・改訂の趣旨

平成 30 年に、公務部門における障害者雇用率制度の不適切な計上により、法定雇用率を達成していない状況が全国的に明らかとなりました。

議会事務局においては、総職員数が 40 人未満であるため、法定雇用率の通報義務はありませんが、法定雇用率の問題のみに留まらず、障害者雇用を継続的に進めるため、また障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要です。

障害者の活躍とは、障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できることであることから、障害者活躍推進計画を策定し、障害者の活躍の場を拡大していくための取組を不斷に実施していくことを目的としています。

このたび、令和 2 年度に策定した計画の期間が、令和 6 年度末で満了することに伴い、令和 7 年度からの 5 年間を新たな計画の期間と定め、計画内容の改訂を行いました。

本計画は、採用した障害者である職員の活躍に向け、更なる体制整備や各種取組を定めるものであり、本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、取組を進めています。

## 2 策定主体

この計画の策定主体は任命権者である長崎市議会議長であり、長崎市の議会事務局における計画です。（議会事務局のほか、市長部局、消防局、教育委員会、選挙管理委員会、監査事務局、農業委員会、上下水道局がそれぞれ計画を策定します。）

## 3 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 周知・公表

策定又は改訂を行った計画は、全ての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載する等、市民に対しても適切な方法で公表します。

また、計画に掲げる取組の実施状況等についても、適時に周知・公表します。

## II 障害者の活躍推進に向けた取組

障害者の活躍の場を拡大していくため、次の取組を行います。

項目	取組内容
1 推進体制の整備	(1) 組織面 ア 障害者雇用推進者の選任 イ 障害者雇用推進チームの設置 (2) 相談先の確保・周知 ア 障害者職業生活相談員の配置 イ 支援担当者の選出 ウ 相談先の周知 (3) 人材面 ア 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講 イ 研修等への参加
2 職務の選定・創出、マッチング等	・アンケート等を用いた職務の選定及び創出についての検討、定期的な面談の実施及びマッチングの点検
3 職場環境の整備	(1) 職場環境 ア 就労支援機器等の整備
4 人事管理	(1) 募集・任用 ア 任用選考等における合理的配慮 (2) 働き方 ア 多様な働き方の推進 イ 年次休暇等の取得促進 (3) その他
5 優先調達等	・障害者就労施設等への発注の推進

### 1 推進体制の整備

障害者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくためには、必要に応じて速やかに見直しできる体制・仕組みを整備することが重要です。また、障害のある職員等が相談できる体制を整えるとともに、全ての職員の障害への理解促進を図るなど、組織として支えるための環境整備を進めていきます。

## ＜取組内容＞

### (1) 組織面

#### ア 障害者雇用推進者の選任

障害者雇用推進者として議会事務局においては総務課長を選任し、取組を推進します。

#### イ 障害者雇用推進チームの設置

引き続き、障害者雇用推進チームを設置し、庁内の障害者の雇用状況等の情報共有や、障害のある職員が働きやすい職場となるような環境の改善策のほか、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等について検討します。

### (2) 相談先の確保・周知

#### ア 障害者職業生活相談員の配置

障害のある職員が5名以上となった場合には「障害者職業生活相談員」を3ヶ月以内に選任します。

◆障害者職業生活相談員…各障害者の職業生活に関する相談・指導を行う。

#### イ 支援担当者の選出

障害のある職員が配置された所属ごとに、支援担当者（日々の困りごとのサポートを行う、相談にのる、人事担当課との架け橋になる等）を選出し、日常的に支援を行うとともに、所属全体の支援意識の向上を図ります。

#### ウ 相談先の周知

障害者職業生活相談員等の各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行い、全職員に周知を行います。

### (3) 人材面

#### ア 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講

障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者も含む。）は、長崎労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

#### イ 研修等への参加

障害のある職員が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、長崎労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受験案内を行い、参加を募ります（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。

## 2 職務の選定・創出、マッチング等

障害のある職員の活躍を推進していくためには、職員一人ひとりの特性・能力、希望等を把握し、障害者と業務との適切なマッチングを図っていくことが重要です。

### <取組内容>

- 職場内において、障害のある職員が勤務する場合、その職員の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行います。また、一人ひとりの特性・能力・希望等を把握するとともに、必要に応じ、面談を行うことにより、障害のある職員と業務の適切なマッチングができているかの点検及び検討を行います。

## 3 職場環境の整備

障害のある職員が安心して働くことができるよう、施設や就労支援機器等といったハード面の整備のほか、業務を円滑に遂行することができるよう、作業マニュアルやチェックリストといったソフト面の整備も重要です。

なお、措置を講じるにあたっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で障害特性に応じた合理的配慮の推進を図ります。

### <取組内容>

#### (1) 職場環境

##### ア 就労支援機器等の整備

障害のある職員の状況に応じて、就労支援機器（拡大読書器、読み上げソフト、ハンズフリー電話機等）の整備や作業マニュアルの作成等を推進します。

## 4 人事管理

会計年度任用職員等の任用を行うにあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。

### <取組内容>

#### (1) 募集・任用

##### ア 任用選考時における合理的配慮

障害者からの要望を踏まえ、筆談対応や面接時における手話通訳者の同席等、障害特性への配慮を行います。

○ 募集・任用にあたっては、以下の取扱いは行いません。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
- ・ 「自力で通勤できること」といった条件を設定すること。
- ・ 「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定すること。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中に支援が受けられるこ  
と」といった条件を設定すること。
- ・ 特定の就労機関からのみの受け入れを実施すること。

#### (2) 働き方

##### ア 多様な働き方の推進

障害の有無に関わらず、テレワーク制度の推進をはじめ、時差勤務等の不断の見直しを行い、多様で柔軟な働き方を推進します。

##### イ 年次休暇等の取得促進

ワーク・ライフ・バランスの実現等を図るため、年次休暇等の各種休暇の利  
用を促進します。

#### (3) その他

○ 障害のある職員の希望に応じて年1回の定期的な面談を設定し、必要に  
応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。

- 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）となった職員について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。
- 障害の状態が悪化してきた職員について、勤務継続の負担軽減のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。
- 障害のある職員が希望する場合には、「就労パスポート」の活用により、障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じます。
  - ◆ 就労パスポート…障害のある人が、働くまでの自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮等について支援機関と一緒に整理し、事業主に分かりやすく伝えるためのツール。

## 5 優先調達等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）等を踏まえ、市役所での直接雇用だけでなく、企業等における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進することが重要です。

### ＜取組内容＞

- 優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。
- 障害者雇用認定事業者への優先発注の場合は、障害者雇用促進法に規定する法定雇用障害者数（障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用義務がない事業者においては1人）以上の障害者を雇用している市内業者を障害者雇用認定事業者に認定し、物品購入契約並びに、物品の借入れ及び業務委託（建築工事に係るものを除く）の優先発注を行います。

### III 目標

---

#### 採用に関する目標

議会事務局は、令和7年3月末現在で職員総数32人（正規職員23人、会計年度任用職員9人）が勤務しており、正規職員は全て長崎市からの出向者です。

議会事務局は、全ての障害のある人にとって働きやすい職場は全ての人にとって働きやすく活躍できる場であることを念頭に、障害者雇用について職員の理解を促進していきます。

#### 定着に関する目標

障害者の活躍を推進していくためには、障害のある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて、職場定着を図っていくことが重要です。

議会事務局では、障害のある職員が配属された場合又は会計年度任用職員等を任用した場合は、不本意な離職を生じさせないよう、その能力を発揮して生き生きと活躍できる職場環境の整備等、必要な取り組みを行います。